国家検定

（技能士章）

令和８年度後期

技能検定受検案内

（技能五輪佐賀県大会案内）

技能検定は、働くうえで身につける、又は必要とされる技能の習得レベルを評価する国家検定制度です。合格者には、特級、１級及び単一等級については厚生労働大臣名、２級及び３級については佐賀県知事名の合格証書が交付され、「技能士」と名乗ることができます。

令和８年度後期技能検定実施日程

受付期間		**令和８年10月５日(月)～10月16日(金) ※消印有効**	
受付手続き		□ 提出するもの ① **受検申請書**（記入例：12ページ参照） ② **受検手数料**（受検手数料の額：9~11ページ参照）の **振込金額領収書（控）** ③ **必要な添付書類**（３ページ参照） □ 提出先　**佐賀県職業能力開発協会** 〒840-0814　佐賀市成章町１－１５ TEL 0952-24-6408　FAX 0952-24-5479	
実技試験	問題公表	令和８年11月27日(金)	当協会で公表します。また、受検者には受検票とともに送付します。全国統一実施の職種及び判断等試験については実技試験問題概要等のみ公表します。
実技試験	実施期間	令和８年12月４日(金) ～ 令和９年２月14日(日)	左記期間内の指定する日 （４～５ページ参照）
学科試験	実施日	令和９年１月24日(日) 令和９年１月31日(日) 令和９年２月７日(日)	日時・場所等は受検票にて通知します。
合格発表		令和９年３月12日(金)	□佐賀県ホームページにおいて合格者の受検番号が公表されます。 □合格者への通知 ①合格者：佐賀県から通知されます。 ②実技試験又は学科試験のどちらかの合格者： 当協会から通知します。

※受検申請受付に係る対応（お願い）

・受検申請手続きは、**原則郵送（書留等）**となります。(締切日までの消印に限り有効)
・受検手数料は、**「銀行振込」**で納付してください。

受検申請から合格発表までの流れ

受検申請書

○ **受検申請書用紙**
当協会、県内各公共職業能力開発施設及び県内各商工会議所などにあります。

受検申請

○ **受検申請受付期間：**１ページを参照ください。
○ **申請時に提出が必要な書類：**３ページを参照ください。

受検手数料の振込

○ **受検手数料：**９ページ以降を参照ください。
・申請には、振込金額領収書（控）の貼付が必要となります。
・インターネットバンキング振込の場合、出力用紙を添付してください。
・振込手数料は、受検される方の負担となります。
・複数人をまとめて振り込む場合、各受検者の手数料内訳明細を記入し、添付してください。
※　申請書受理後は、手数料の返還はいたしません。
（ただし、締切後1週間以内は返還可能です。）
○ **振込先：振込先銀行名　：佐賀銀行県庁支店**
種目・口座番号：普通預金・101260
名　　義　　：佐賀県職業能力開発協会

申請書等の提出

○ **提出方法：原則郵送（書留）**となります。**（締切日までの消印に限り有効）**
封筒の表面に「技能検定受検申請書」と朱書きし、**受検申請書、提出書類貼付用台紙**及び**振込金額領収書（控）等**を同封し、当協会へ送付ください。
※　コピー、FAXでの申し込みは、できません。
※　提出書類貼付用台紙には、「本人確認書類の写し」、受検手数料の減額に必要な証明書等の貼付を忘れないようご注意ください。
※　実技又は学科試験の免除資格がある場合は、それを証明する書類の写しを同封してください。
※　受検申請後、住所等に変更がある場合、ハガキ（FAX等可）に受検される職種名、作業名、級、受検番号（受検票到着後の場合）、氏名、新住所、新電話番号、住所変更日を記入の上、佐賀県職業能力開発協会「技能検定課」宛お送りください。

申請書の受理

受検票の発送

○ **受検票の発送：**
受検者に対して令和８年12月４日までに現住所へ受検票の発送を完了する予定です。
令和８年12月11日までに到着しない場合は、当協会へ必ず連絡ください。
次の検定職種の実技試験は12月中旬に実施する予定です。
令和８年12月４日までに受検票が届かない場合は、至急ご連絡ください。
職種：工場板金、防水施工、ガラス施工

実技試験

○ **実施期間：**1ページを参照ください。
○ **試験問題公表日：**1ページを参照ください。
※　当協会で公表します。
※　受検者には、受検票送付時に試験日時、場所等を記載した受検票と試験問題を現住所へ送付します。ただし、全国統一の職種（作業）については、実技試験問題概要を送付します。
※　職種により、「ガス溶接作業主任者免許証」「ガス溶接技能講習修了証」及び「安全・衛生特別教育修了証」の携帯がない場合、実技試験を受検できないのでご注意ください。（詳しくは、14～18ページを参照のこと）

学科試験

○ **実施期間：**１ページを参照ください。
（各作業の試験日は４～５ページを参照）
各申請者に対しては、受検票で日時、場所等を通知します。

合格発表

○ 合格発表日：1ページを参照ください。
※ 注意：合否結果に関する電話での問い合わせには、一切応じかねますので、ご了承ください。

合格通知の発送

○ 合格者
佐賀県産業労働部産業人材課から本人宛に合格通知を発送します。なお、合格証書・技能士章は、令和９年５月ごろ発送します。

○ 実技試験・学科試験のいずれかの合格者
当協会から本人宛に一部合格通知を発送します。なお、この通知書は、次回受検時の免除資格証明になりますので、大切に保管してください。

○ 合格されなかった方：通知はいたしません。

得点の開示

受検者は、以下の内容について情報の提供を受けることができます。
○内　容：学科試験得点、実技試験得点　（科目別得点及び総合得点）
○期　間：合格発表の日から1か月間　（土日祝日の閉庁日を除く８時30分から17時15分）
○実施場所：佐賀県産業労働部産業人材課　（佐賀市城内1-1-59　℡　0952-25-7310）
希望される方は、自動車運転免許証等本人を確認できるものと受検票又は合格通知を持参してください。（本人に限ります。代理人は不可。）
なお、電話による提供には応じませんので、ご了承ください。

《注意事項》（必ずお読みください）

○　受検申請には、**受検申請書**、**本人確認書類**及び**その他必要な書類**の提出が必要となります。

１　技能検定受検申請書

①申請書は、必ず本人が記入してください。
②申請書への記載は、職務内容など記載漏れがないか確認してください。
③記載事項に不正があった場合は、合格を取り消すことがあります。
④同時に２つ以上の検定職種（作業）の受検申請は、原則としてできません。

２　本人確認書類

①氏名・生年月日が、確認できる公的証明書（運転免許証、個人番号カード（表面のみ）、その他日本の官公庁が発行した身分証明書、生徒手帳・学生証、特別永住者証明書・在留カード、外国政府が発行した旅券（写真欄及び日本国査証欄））の写し、いずれか１つを別紙「提出書類貼付用台紙」に貼り付けて提出してください。
②運転免許証は、住所変更等により裏面の記載がある場合は、裏面も写しを貼付してください。

３　その他必要な書類

（１）免除資格証明書類

①実技試験、学科試験の免除を受けようとする場合は、その免除要件に該当する資格を有することを証明することのできる合格証又は免許証等の写しを添付してください。
②指導員免許取得による免除を受けようとする場合は、免除可能な検定職種か必ず確認してください。
（８ページ参照）
③申請書受付期間終了から一週間経過後は、免除資格の記載漏れ等が判明しても試験免除はできません。

（２）技能検定合格証明書類

①１級受検者のうち２級合格後の実務経験で受検する方　…「２級技能検定合格証書」の写し
②１・２級受検者のうち３級合格後の実務経験で受検する方　…「３級技能検定合格証書」の写し
③一部合格で受検する方　…　一部合格通知の写し

（３）実技試験の受検手数料減額に必要な書類

①等級、年齢等により提出書類が相違しますので、詳細は９ページ以降を参照ください。

４　その他

①受検者が少ない検定職種（作業）については、実技試験を実施しないか、または他県に実技試験を依頼することがあります。また、受検者が多い場合、設備の関係上、県内の就業者の方を優先させていただく場合があります。
②職業系高校等で、当該検定職種に関する学科（８ページ参照）以外の者が、職業系高校の教員等による検定職種に係る講習を受講し、当該講習責任者から技能検定試験受検に際して安全衛生上の問題がないと判定された場合、「３級技能検定の受検資格付与に係る確認書」を提出することで、３級の受検が可能となります。詳細については、協会へ問い合わせください。
③体が不自由で受検にあたり特別な配慮が必要な方は、申請時にお知らせください。
④天災などやむを得ない事由により、実施日程を変更あるいは中止する場合があります。その場合、受検者の皆様にご連絡いたします。

実施職種・試験実施日

【学科試験】 ・全国統一の実施日になります。
【実技試験】 ・○印については、実技試験実施期間（表紙に記載）の指定する日に実施します。
・日付が記載されている試験は、全国統一の実施日です。
・五輪の欄の◎印は、技能検定２級実技試験により予選を実施する職種です。

特級（25職種）

記号	検定職種名	記号	検定職種名	実技試験日			学科試験日
				製作等作業試験	判断等試験	計画立案等作業試験	
A１	鋳造	A14	半導体製品製造	なし	なし	１月31日PM	１月31日AM
A２	金属熱処理	A15	プリント配線板製造				
A３	機械加工	A16	自動販売機調整				
A４	非接触除去加工	A17	光学機器製造				
A５	金型製作	A18	内燃機関組立て				
A６	金属プレス加工	A19	空気圧装置組立て				
A７	工場板金	A20	油圧装置調整				
A８	めっき	A21	建設機械整備				
A９	仕上げ	A22	婦人子供服製造				
A10	機械検査	A23	紳士服製造				
A11	ダイカスト	A24	プラスチック成形				
A12	電子機器組立て	A25	パン製造				
A13	電気機器組立て						

１・２級（24職種　27作業）

検定職種名	五輪	記号	作業名（選択科目）	実技試験日			学科試験日
				製作等作業試験	判断等試験	計画立案等作業試験	
工場板金		B６	機械板金	○			１月31日PM
		B７	数値制御タレットパンチプレス板金	○			１月31日PM
機械検査		B11	機械検査	○		１月24日PM	１月24日AM
シーケンス制御		B12	シーケンス制御	○		１月24日PM	１月24日AM
半導体製品製造		B14	集積回路組立て	○	１月24日		２月７日AM
自動販売機調整		B16	自動販売機調整	○			１月31日PM
空気圧装置組立て		B22	空気圧装置組立て		１月17日	１月17日AM 9:00	２月７日PM
農業機械整備		B25	農業機械整備	○		１月31日PM	１月31日AM
冷凍空気調和機器施工	◎	B26	冷凍空気調和機器施工	○		１月31日PM	１月31日AM
婦人子供服製造		B27	婦人子供既製服縫製	○		１月24日PM（１級のみ）	１月24日AM
和裁		B29	和服製作	○			１月31日AM
パン製造		B38	パン製造	○			１月31日PM
建築大工	◎	B43	大工工事	○			２月７日AM
かわらぶき		B44	かわらぶき	○			２月７日AM
配管	◎	B45	建築配管	○		１月24日PM	１月24日AM
型枠施工		B48	型枠工事	○		１月24日PM（１級のみ）	１月24日AM

検定職種名	五輪	記号	作業名（選択科目）	実技試験日			学科試験日
				製作等作業試験	判断等試験	計画立案等作業試験	
鉄筋施工		B50	鉄筋組立て	○			2月7日PM
コンクリート圧送施工		B51	コンクリート圧送工事		1月17日AM 9:00	1月17日AM	2月7日PM
防水施工		B54	塩化ビニル系シート防水工事	○			1月31日AM
		B55	改質アスファルトシートトーチ工法防水工事	○			1月31日AM
樹脂接着剤注入施工		B56	樹脂接着剤注入工事	○			2月7日AM
カーテンウォール施工		B57	金属製カーテンウォール工事		1月17日	1月17日AM 9:00	1月31日AM
ガラス施工		B59	ガラス工事	○		1月24日PM（1級のみ）	1月24日AM
機械・プラント製図		B60	機械製図手書き	1月24日			1月31日AM
	◎	B61	機械製図CAD	1月24日			1月31日AM
電気製図		B62	配電盤・制御盤製図	1月24日AM 9:00			2月7日AM
塗装		B65	鋼橋塗装	○			2月7日AM

単一等級（1職種　1作業）

検定職種名	五輪	記号	作業名（選択科目）	実技試験日			学科試験日
				製作等作業試験	判断等試験	計画立案等作業試験	
バルコニー施工		C4	金属製バルコニー工事		1月17日	1月17日AM 9:00	1月31日PM

3級　（14職種　16作業）

検定職種名	五輪	記号	作業名（選択科目）	実技試験日			学科試験日
				製作等作業試験	判断等試験	計画立案等作業試験	
機械加工		D2	普通旋盤	○			2月7日AM
機械検査		D3	機械検査	○			2月7日PM
電気機器組立て		D5	配電盤・制御盤組立て	○			1月24日AM
シーケンス制御		D6	シーケンス制御	○			1月24日AM
冷凍空気調和機器施工		D10	冷凍空気調和機器施工	○			1月31日AM
家具製作		D12	家具手加工	○			1月31日PM
建築大工		D14	大工工事	○			2月7日AM
かわらぶき		D15	かわらぶき	○			2月7日AM
配管		D16	建築配管	○			1月24日AM
型枠施工		D17	型枠工事	○			1月24日AM
鉄筋施工		D19	鉄筋組立て	○			2月7日PM
テクニカルイラストレーション		D20	テクニカルイラストレーション手書き	1月17日AM 9:00			2月7日AM
		D21	テクニカルイラストレーションCAD	1月17日AM 9:00			2月7日AM
機械・プラント製図		D22	機械製図手書き	1月24日			1月31日AM
		D23	機械製図CAD	1月24日			1月31日AM
電気製図		D24	配電盤・制御盤製図	1月24日AM 9:00			2月7日AM

以上29職種33作業（特級含まず）

受 検 資 格

○　技能検定は、職業訓練歴や学歴により、受検に必要となる実務経験年数が定められています。
　受検に必要な実務経験年数は次表のとおりです。下位級合格後に上位等級を受検する場合は、実務経験年数が短縮できますが、この場合は、下位等級合格証書の写しの添付が必要となります。

（単位：年）

受検対象者（②～⑩は検定職種に関する設置学科や訓練学科に限る。）			特級	1級			2級		3級	単一等級
			1級合格後		2級合格後	3級合格後		3級合格後	※4	
①	検定職種に関する **実務経験** のみ		5	7	2	4	2	0	0 ※1	3
② ※5	専門高校卒業　※6 専修学校（大学入学資格付与課程に限る）卒業			6			0		0	1
③ ※5	短大・高専・高校専攻科卒業　※6 専門職大学前期課程修了 専修学校（大学編入資格付与課程に限る）卒業			5						0
④ ※5	大学卒業（専門職大学前期課程修了者を除く）　※6 専修学校（大学院入学資格付与課程に限る）卒業			4						
⑤ ※5	専修学校(大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学院入学資格付与課程を除く)卒業 各種学校卒業 【いずれも厚生労働大臣指定のものに限る】	800ｈ以上		6					0 ※2	1
		1,600ｈ以上		5						0
		3,200ｈ以上		4						
⑥	短期課程の普通職業訓練修了　※7	700ｈ以上		6					0 ※3	1
⑦	普通課程の普通職業訓練修了　※7	2,800ｈ未満		5					0	0
		2,800ｈ以上		4						
⑧	専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了　※7			3	1	2				
⑨	応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了　※7			1						
⑩	指導員養成課程の指導員養成訓練修了　※7									
⑪ ※5	職業訓練指導員免許取得 **（検定職種に関する免許職種に限る。）**						－		－	
⑫	高度養成課程の指導員養成訓練修了　※7			0			0		0	

【注意事項】

- **高校の普通科、大学の経済学科など検定職種に関連のない設置学科を卒業されている方は、①の実務経験年数が必要となります。**
- 実務経験年数は、受付最終日（10月16日）を満了日として算定します。
- 表中の□内の数字は学校卒業後、訓練終了後、免許取得後及び技能検定下位等級合格後からの実務経験年数です。
 それぞれ証明する書類の**交付年月日**が実務経験年数の**起算日**となります。
- ⑥～⑩及び⑫の検定職種に関する訓練科は、修了した訓練施設又は当協会へご確認ください。
- 必要に応じて、受検資格について所属事業所等への電話照会や追加審査を行うために証明書の写しの提出を追加で求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※1　技能検定職種に関して実務の経験を有する方に、受検資格が認められます。
※2　当該学校が厚生労働大臣の指定を受けているか否かは問いません。
※3　総訓練時間が、700時間未満のものを含みます。
※4　3級の技能検定については、上表に記載した以外に、検定職種に関する学科に在学する方及び検定職種に関する訓練科において職業訓練を受けている方も受検資格を認めています。
　また、工業高等学校に在学する方等であって、かつ、工業高等学校の教員等による検定職種に係る講習を受講し、当該講習の責任者から技能検定試験受検に際して安全衛生上の問題等がないと判定された方も受検資格を認めています。
※5　②～⑤の場合の検定職種に関する設置学科、⑪の検定職種に関する免許職種については、8ページの表を参照ください。
※6　学校教育法による大学、短期大学又は高等学校と同等以上と認められる外国の学校又は他法令学校を卒業した方並びに独立行政法人大学改革・学位授与機構により学士の学位を授与された方は、学校教育法に基づくそれぞれのものに準じます。
※7　職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練を修了された方も、修了した職業訓練又は指導員訓練の訓練課程に応じ、受検資格を付与します。

試験免除資格

○　実技試験又は学科試験が免除される資格、級別、期間の主なものは、次のとおりです。申請書提出の際、証明書類として必ず免除資格を証明する書面（合格証書、免許証、技能証等）の写しを添付してください。

1．技能検定関係

免除要件	免除の対象者	免除に該当する検定職種	等級	免除対象の試験	備　考
①技能検定試験合格	1級 技能検定合格	同一の検定職種	1級・2級・3級	学科試験	例）1級機械加工普通旋盤作業技能検定合格の場合 〔1級機械加工ﾌﾗｲｽ盤作業を受検する際には、学科試験が免除できます。〕
	2級 技能検定合格		2級・3級		
	3級 技能検定合格		3級		
	単一等級 技能検定合格		単一等級		
②実技試験合格	特級 実技試験のみ合格	同一の検定職種	特級	実技試験	1)　特級における免除可能期間は、合格日から5年間です。 2)　合格した実技試験と同一の「選択科目」を選択して受検する場合に限ります。
	1級 実技試験のみ合格		1級・2級・3級		
	2級 実技試験のみ合格		2級・3級		
	3級 実技試験のみ合格		3級		
	単一等級 実技試験のみ合格		単一等級		
③学科試験合格	特級 学科試験のみ合格	同一の検定職種	特級	学科試験	1)　特級における免除可能期間は、合格日から5年間です。 2)　合格した学科試験と同一の「選択科目」を選択して受検する場合に限ります。
	1級 学科試験のみ合格		1級・2級・3級		
	2級 学科試験のみ合格		2級・3級		
	3級 学科試験のみ合格		3級		
	単一等級 学科試験のみ合格		単一等級		

2．職業能力開発行政関係

免除要件	免除の対象者	免除に該当する検定職種	等級	免除対象の試験	備　考
④指導員	職業訓練指導員試験に合格した方、職業訓練指導員免許を取得した方	相当する検定職種	1級・2級・3級・単一等級	学科試験	○ 技能検定職種と指導員免許職種との関係は、8ページを参照ください。
⑤技能照査	応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練の技能照査に合格後、5年以上の実務経験をされた方	相当する検定職種	特級・1級・2級・3級・単一等級	学科試験	○ 要否判定は技能照査合格証書で行い、公共施設以外で行われたものは、証書に知事の署名がなされているものに限ります。
	応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練の技能照査に合格後、2年以上の実務経験をされた方	相当する検定職種	1級・2級・3級・単一等級		
	専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練の技能照査に合格後、4年以上の実務経験をされた方	相当する検定職種	1級・2級・3級・単一等級		
	専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練の技能照査に合格後、1年以上の実務経験をされた方	相当する検定職種	2級・3級・単一等級		
	普通課程の普通職業訓練の技能照査に合格後、2年(2800h以上なら1年）以上の実務経験をされた方	相当する検定職種	2級・3級・単一等級		
	技能照査合格者（応用課程・特定応用課程）	相当する検定職種	2級・3級・単一等級		
	技能照査合格者（専門課程・特定専門課程・普通課程）	相当する検定職種	2級・3級		
⑥技能士コース	短期課程の普通職業訓練の1級技能士コースの修了試験に合格し、当該訓練を修了した方	相当する検定職種	1級・2級・3級	学科試験	○ 要否判定は各級の技能士コース修了証書で行い、公共施設以外で行われたものは、証書に知事の署名がなされているものに限ります。
	短期課程の普通職業訓練の2級技能士コースの修了試験に合格し、当該訓練を修了した方		2級・3級		
	短期課程の普通職業訓練の単一等級技能士コースの修了試験に合格し、当該訓練を修了した方		単一等級		
⑦検定委員	中央技能検定委員を2年以上務められた方	相当する検定職種	1級・2級・3級・単一等級	実技試験 学科試験	○ 選択科目のある検定職種の場合は、同一の選択科目に限ります。
	都道府県技能検定委員を2年以上務められた方		1級・2級・3級・単一等級	実技試験	
⑧技能証	技能五輪全国大会において技能証の交付を受けた方	相当する検定職種	1級・単一等級	実技試験	○ 全国大会主催者からの通知に基づく成績優秀者に限ります。
	技能五輪地方予選会において技能証の交付を受けた方	相当する検定職種	2級・3級	実技試験	○ 平成16年10月21日が有効期限内である技能証は、その有効期限を過ぎた技能証であっても有効です。
	全国障害者技能競技大会の実技部門において技能証の交付を受けた方	相当する検定職種	2級・3級	実技試験	
	全国障害者技能競技大会の学科部門において技能証の交付を受けた方			学科試験	

3．他法令等関係

免除要件	免除の対象者	免除に該当する検定職種	等級	免除対象の試験	備　考
⑨建築士	建築士法による1級・2級建築士試験に合格した方又は1級・2級建築士の免許を受けた方	建築大工	1級・2級	学科試験	
		ブロック建築			
		枠組壁建築	単一等級		
	建築士法による木造建築士試験に合格した方又は木造建築士の免許を受けた方	建築大工	1級・2級		
		枠組壁建築	単一等級		
⑩和裁	東京商工会議所が行う和裁の技能検定の1級技能検定合格者	和裁	1級・2級	実技試験	
	東京商工会議所が行う和裁の技能検定の2級技能検定合格者		2級		

技能検定職種と高校等の設置学科・職業訓練指導員免許職種の対比表

受検する検定職種名	実務経験年数が短縮される関連する設置学科名（※1） （高校・短大・大学・専修学校など）	学科試験が免除される 指導員免許職種名（※2）
工場板金	機械科	塑性加工科
機械検査	機械科	機械科
シーケンス制御	電子科/電気科	電気科/メカトロニクス科
半導体製品製造	電子科/電気科	電子科
自動販売機調整	電子科/電気科	電子科/電気科
空気圧装置組立て	機械科	－
農業機械整備	機械科	農業機械科
電気機器組立て	電子科/電気科	電気科/メカトロニクス科
冷凍空気調和機器施工	設備科	冷凍空調機器科
婦人子供服製造	被服科/服飾科/洋裁科	洋裁科
和裁	被服科/服飾科/和裁科	和裁科
パン製造	菓子科/製パン科	パン・菓子科
家具製作	工芸科	木工科
建築大工	建築科/大工科	建築科/枠組壁建築科
かわらぶき	建築科	屋根科
配管	機械科/造船科/建築科	配管科/住宅設備機器科
型枠施工	建築科/土木科	建設科
鉄筋施工	建築科/土木科	建設科
コンクリート圧送施工	建築科/土木科	建設科
防水施工	建築科	防水科
樹脂接着剤注入施工	建築科	－
カーテンウォール施工	建築科	サッシ・ガラス施工科
ガラス施工	建築科	サッシ・ガラス施工科
テクニカルイラストレーション	機械科/電気科/建築科	機械科
機械・プラント製図	機械科/金属工学科/溶接工学科/化学工学科/工業化学科	機械科
電気製図	電気科	電気科
塗装	建築科/塗装科/工芸科	塗装科
バルコニー施工	建築科	建築科/枠組壁建築科
機械加工	機械科	機械科

※1　検定職種に関する設置学科は、この表に記載のほかこれに準じる設置学科も対象となりますので、当協会にご相談ください。

※2　学科試験が免除される職業訓練指導員免許職種は、主なものを掲載しています。この表に記載のほか旧免許職種も対象となりますので、当協会にご相談ください。

受検手数料（非課税）　No.1

○　佐賀県では、特級受検者を除き、県内で就業または県内企業に勤務されている方や訓練生等に対して実技試験手数料を独自に減額する措置を設けています。

・減額措置を受けるためには証明書が必要ですので、必要となる書類（提出書類）を必ず提出してください。

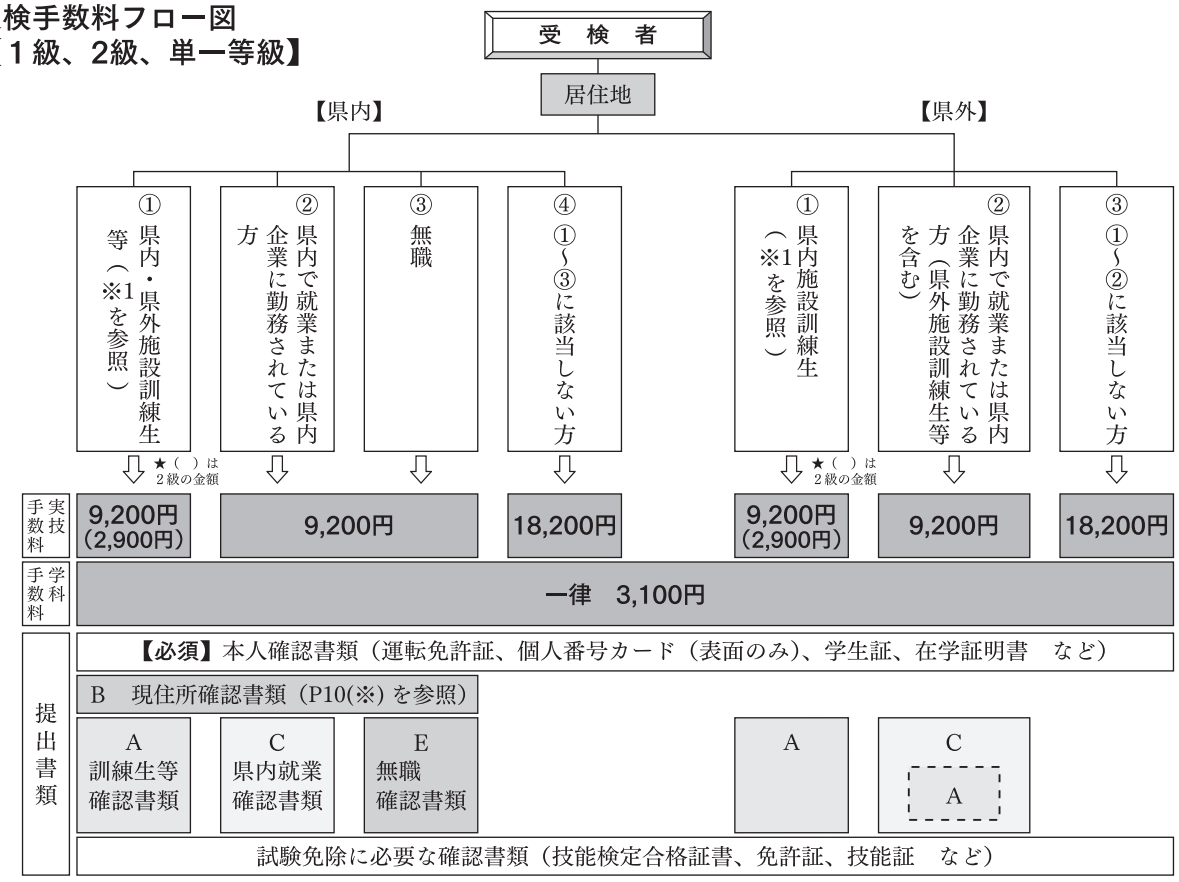
・**県内に就業で減額措置を受けられる方は在職証明書等の書面を必ず提出してください。**
在職証明書の様式例を12ページ【例】Cに示します。必ず**会社印を押印**ください。
※注意：雇用保険被保険者証は、在職証明書には該当しません。

【特級】　**実技試験手数料：18,200円**　　**学科試験手数料：3,100円**

【１級、2級、単一等級】　　★（　）は２級の金額

受検者の区別	実技試験手数料 ※減額後	実技試験手数料の減額に必要な証明書 A：在学証明書、訓練在籍証明書または学生証の写し ※2	B：現住所が確認できる公的証明書の写し（運転免許証等） ※2	C：県内就業が確認できる書面（在職証明書等）	E：職に就いていないことが確認できる書面の写し（雇用保険被保険者離職票等）	学科試験手数料
(1) 県内施設訓練生等（※1）	9,200円（2,900円）	●				一律 3,100円
(2) 県外施設訓練生等（※1）	9,200円（2,900円）					一律 3,100円
ア 県内に住所を有する方	9,200円（2,900円）	●	●			一律 3,100円
(3) (1)及び(2)に掲げる者以外の方	9,200円					一律 3,100円
ア 県内において職に就いている方	9,200円			●		一律 3,100円
イ 職に就いていない方（県内に住所を有する方に限る。）	9,200円		●		●	一律 3,100円
(4) (1)から(3)に該当しない方	18,200円					一律 3,100円

受検手数料フロー図
【１級、2級、単一等級】



※１　訓練生等とは、受検申請を行う日の時点で以下の①～⑧のいずれかに在籍している方、又は求職者支援訓練を受けている方です。
① 公共職業能力開発施設(注１)又は職業能力開発大学校　② 認定職業訓練施設(注２)　③ 高等学校又は中等教育学校の後期課程
④ 特別支援学校の高等部　⑤ 専修学校又は各種学校　⑥ 高等専門学校　⑦ 短期大学　⑧ 大学
（注1）短期課程の普通職業訓練、又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている方で就職している方は除きます。
（注2）就職している方は、除きます。

※２　３ページ「注意事項」２本人確認書類で確認できる場合は、同じ書類の提出は不要です。

○　学校等でまとめて申請する場合、在学証明書は申請者全員を一覧にしたもので構いませんが、生年月日を記載してください。

○　受検料減額の対象は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第１の上欄の在留資格をもって在留する方は除きます。

受検手数料（非課税）　No.2

【３級】

受検者の区別	実技試験手数料 ※減額後	実技試験手数料の減額に必要な証明書 A：在学証明書、訓練在籍証明書または学生証の写し ※3	B：現住所が確認できる公的証明書の写し（運転免許証等） ※3	C：県内就業が確認できる書面（在職証明書等）	D：雇用保険の被保険者であることが確認できる書面の写し（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等）	E：職に就いていないことが確認できる書面の写し（雇用保険被保険者離職票等）	学科試験手数料
(1) 23歳未満の方（※2）のうち、雇用保険の被保険者の方							一律 3,100円
ア 県内施設訓練生等（※1）	2,900円	●			●		
イ 県外施設訓練生等（※1）							
(ア)　県内に住所を有する方	2,900円	●	●		●		
(イ)　県外に住所を有する方	3,100円	●			●		
ウ ア及びイに掲げる者以外の方	9,200円				●		
(2) 23歳未満の方（※2）のうち、雇用保険の被保険者でない方							
ア 県内施設訓練生等（※1）	2,900円	●					
イ 県外施設訓練生等（※1）							
(ア)　県内に住所を有する方	2,900円	●	●				
(イ)　県外に住所を有する方	7,600円	●					
ウ ア及びイに掲げる者以外の方							
(ア)　県内において職に就いている方	9,200円			●			
(イ)　職に就いていない方（県内に住所を有する方に限る。）			●			●	
(ウ)(ア)及び(イ)に掲げる者以外の方	13,700円						
(3)　(1)(2)に掲げる者以外の方							
ア 県内施設訓練生等（※1）	2,900円	●					
イ 県外施設訓練生等（※1）							
(ア)　県内に住所を有する方	2,900円	●	●				
(イ)　県外に住所を有する方							
a　県内において職に就いている方	9,200円	●		●			
b　aに掲げる者以外の方	12,100円	●					
ウ ア及びイに掲げる者以外の方							
(ア)　県内において職に就いている方	9,200円			●			
(イ)　職に就いていない方（県内に住所を有する方に限る。）			●			●	
(4)　(1)から(3)に該当しない方	18,200円						

※１　訓練生等とは、受検申請を行う日の時点で以下の①～⑧のいずれかに在籍している方、又は求職者支援訓練を受けている方です。
就職している方は、実技試験手数料が9,200円、又は18,200円になります。
① 公共職業能力開発施設(注１)又は職業能力開発大学校　② 認定職業訓練施設(注２)　③ 高等学校又は中等教育学校の後期課程
④ 特別支援学校の高等部　⑤ 専修学校又は各種学校　⑥ 高等専門学校　⑦ 短期大学　⑧ 大学
（注1）短期課程の普通職業訓練、又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている方で就職している方は除きます。
（注2）就職している方を除く。

※２　23歳未満の者とは、技能検定試験の実技試験の実施日の属する年度の4月1日において23歳に達していない方です。

※３　３ページ「注意事項」２本人確認書類で確認できる場合は、同じ書類の提出は不要です。

○　学校等でまとめて申請する場合、在学証明書は申請者全員を一覧にしたもので構いませんが、生年月日を記載してください。

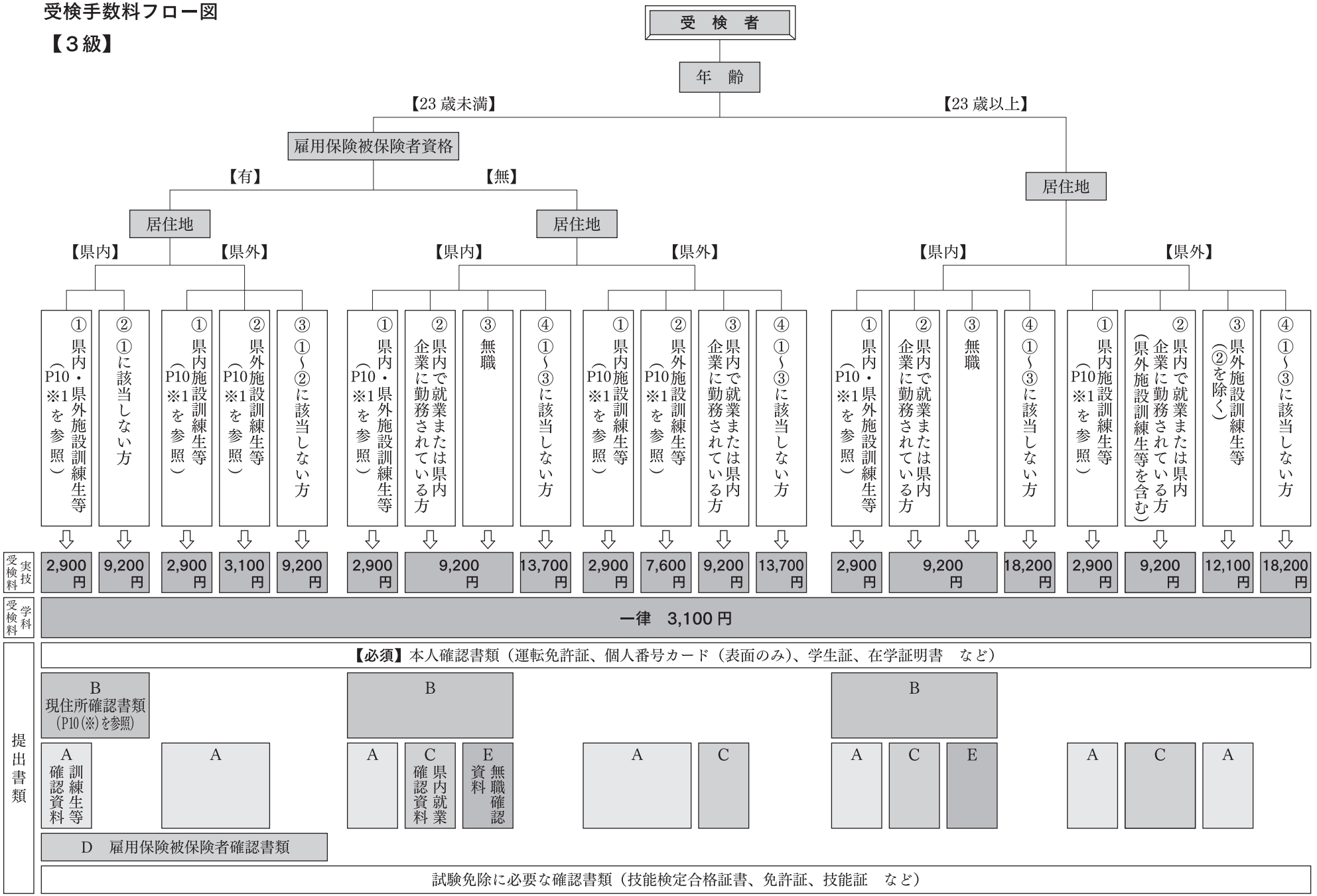
○　受検料減額の対象は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第１の上欄の在留資格をもって在留する方は除きます。

○ 受検料減免に必要な書類

A 訓練生等確認書類（在学証明書、訓練在籍証明書、学生証の写し　など）
B 県内居住確認書類（運転免許証、公的証明書の写し　など）… 本人確認書類で確認できる場合は不要
（※）県内施設訓練生等は、Bの書類の提出は不要です。
C 県内就業確認書類（在職証明書、就業証明書　など）… 在職証明書の様式例を 12 ページ【例】C に示します。必ず会社印を押印ください。
D 雇用保険の被保険者であることの確認書類（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し　など）
E 無職確認書類（雇用保険被保険者離職票の写し　など）

受検手数料フロー図

【３級】



受検申請書の注意事項

※　申請書は必ず本人が記入してください。記載事項に不正があったときは、合格を取り消す場合があります。

①受検区分の該当する番号を○で囲んでください。

②受検する検定職種、選択作業名を受検案内を参考にして正確に記入してください。

③受検する級を○で囲んでください。

④ここに記載された住所に、受検票等を送付するので、必ず受取りができる住所を記入してください。また、アパート名、○○棟、○○号室、住み込みの場合は○○方等を正確に記入してください。

⑤学歴は、受検職種に関係する学校等に在学中または卒業した場合は記入してください。学科又は課程は必ず記入してください。

⑥訓練歴は、職業訓練施設等で、訓練中または修了した場合は記入してください。

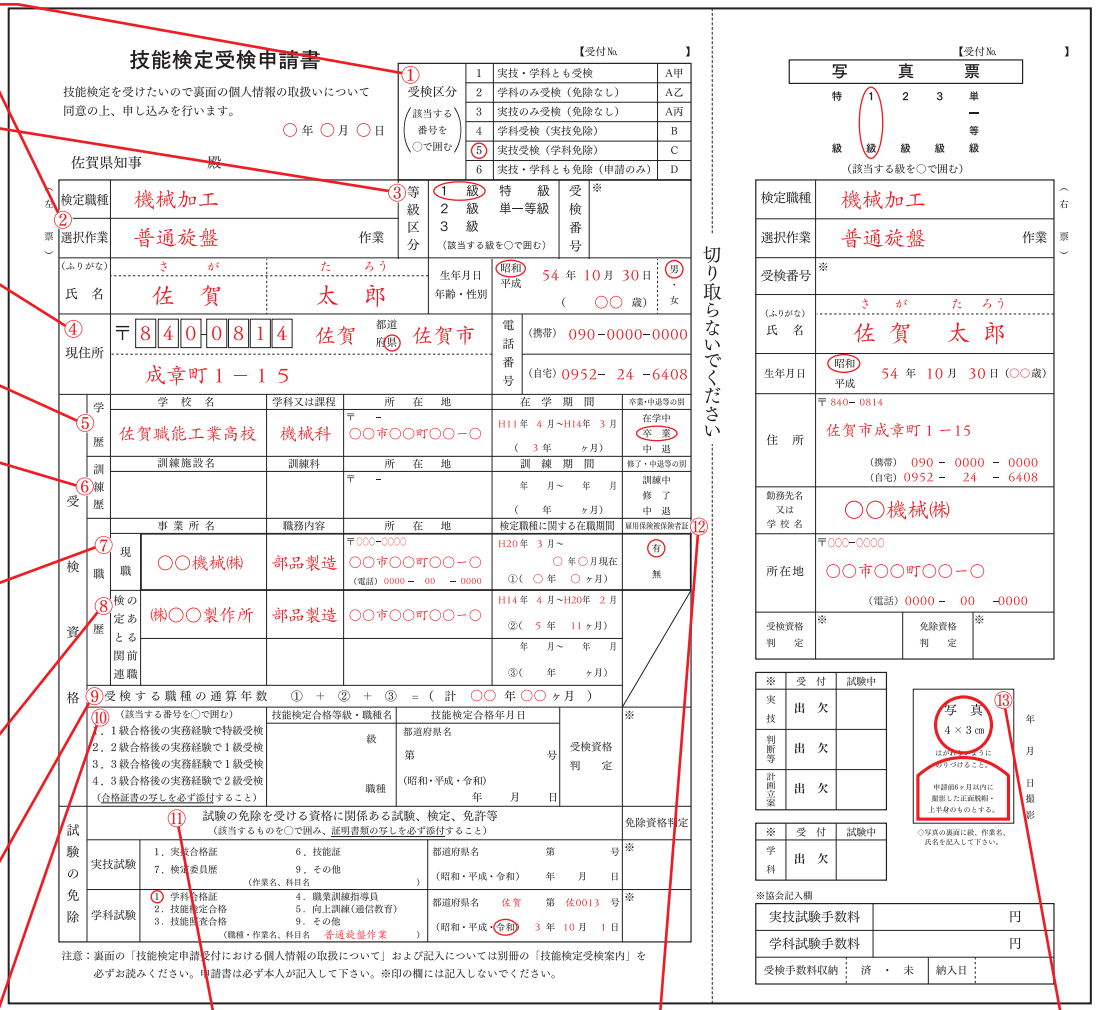
⑦現職欄には現在の勤務先を記入。また、職務内容欄には受検資格判定に必要ですので、業種ではなく具体的な職務内容を必ず記入してください。

⑧現職の在職期間では受検する等級の実務経験年数に満たない場合のみ、受検しようする職種と関連のある前職を記入し、職務内容も必ず記入してください。職歴の欄が不足する場合は、適当な補助紙を付けてください。

⑨職歴に記入した検定職種に関する在職期間の合計年数を記入してください。学歴、訓練歴により受検資格の短縮があります。詳しくは受検案内を参考にしてください。

⑩この欄には、 1級、2級、3級に合格後の実務経験年数で、特級、1級、2級を受検する場合に該当する番号に○をつけ、合格番号、合格年月日を記入してください。なお、この場合はその合格証書の写しを必ず添付してください。

⑪ ①の項目の受検区分「4.学科受検(実技免除)」「5.実技受検(学科免除)」「6.実技・学科とも免除(申請のみ)」で申請する場合に、該当する免除項目を○で囲み、その免除資格の職種・作業名、科目名、取得都道府県名、合格番号、免除資格取得年月日を記入してください。また、それを証明する書類の写しを添付してください。



技能検定受検申請書

技能検定を受けたいので裏面の個人情報の取扱いについて同意の上、申し込みを行います。

○年 ○月 ○日

佐賀県知事　殿

【受付No.　　】

①受検区分（該当する番号を○で囲む）
1 実技・学科とも受検 A甲
2 学科のみ受検（免除なし） A乙
3 実技のみ受検（免除なし） A丙
4 学科受検（実技免除） B
5 実技受検（学科免除） C
6 実技・学科とも免除（申請のみ） D

検定職種：機械加工
②選択作業：普通旋盤　作業
③等級区分：1級 2級 3級 特級 単一等級（該当する級を○で囲む）
受検番号：※

（ふりがな）氏名：さが　たろう　佐賀　太郎
生年月日 年齢・性別：昭和 平成 54年10月30日（○○歳） 男・女

④現住所：〒840-0814 佐賀県 佐賀市 成章町1－15
電話番号：（携帯）090-0000-0000　（自宅）0952-24-6408

学歴
学校名	学科又は課程	所在地	在学期間	卒業・中退等の別
佐賀職能工業高校	機械科	〒－ ○○市○○町○○－○	H11年4月～H14年3月（3年ヶ月）	在学中 卒業 中退

訓練歴
訓練施設名	訓練科	所在地	訓練期間	修了・中退等の別
		〒－	年 月～ 年 月（年 ヶ月）	訓練中 修了 中退

受検資格
	事業所名	職務内容	所在地	検定職種に関する在職期間	雇用保険被保険者証
⑦現職	○○機械㈱	部品製造	〒000-0000 ○○市○○町○○－○（電話）0000－00－0000	H20年3月～○年○月現在 ①（○年○ヶ月）	有 無
⑧検の定あとる関前連職	㈱○○製作所	部品製造	○○市○○町○○－○	H14年4月～H20年2月 ②（5年11ヶ月）	
				年 月～ 年 月 ③（年 ヶ月）	

⑨受検する職種の通算年数　①＋②＋③＝（計 ○○年○○ヶ月）

⑩（該当する番号を○で囲む）
1．1級合格後の実務経験で特級受検
2．2級合格後の実務経験で1級受検
3．3級合格後の実務経験で1級受検
4．3級合格後の実務経験で2級受検
（合格証書の写しを必ず添付すること）

技能検定合格等級・職種名	技能検定合格年月日	受検資格判定	
級 職種	都道府県名 第 号（昭和・平成・令和） 年 月 日		※

⑪試験の免除を受ける資格に関係ある試験、検定、免許等（該当するものを○で囲み、証明書類の写しを必ず添付すること）　免除資格判定

実技試験	1．実技合格証 6．技能証 7．検定委員歴 9．その他（作業名、科目名）	都道府県名 第 号（昭和・平成・令和） 年 月 日	※
学科試験	①学科合格証 2．技能検定合格 3．技能照査合格 4．職業訓練指導員 5．向上訓練（通信教育） 9．その他（職種・作業名、科目名 普通旋盤作業）	都道府県名 佐賀 第 佐0013 号（昭和・平成・令和） 3年10月1日	※

注意：裏面の「技能検定申請受付における個人情報の取扱について」および記入については別冊の「技能検定受検案内」を必ずお読みください。申請書は必ず本人が記入して下さい。※印の欄には記入しないでください。

切り取らないでください

【受付No.　　】

写真票

特級 1級 2級 3級 単一等級（該当する級を○で囲む）

検定職種：機械加工
選択作業：普通旋盤　作業
受検番号：※
（ふりがな）氏名：さが　たろう　佐賀　太郎
生年月日：昭和 平成 54年10月30日（○○歳）
住所：〒840-0814 佐賀市成章町1－15（携帯）090－0000－0000（自宅）0952－24－6408
勤務先名又は学校名：○○機械㈱
所在地：〒000-0000 ○○市○○町○○－○（電話）0000－00－0000
受検資格判定：※　免除資格判定：※

※	受付	試験中
実技	出 欠	
判断等	出 欠	
計画立案	出 欠	

※	受付	試験中
学科	出 欠	

⑬写真 4×3cm
はがれないように のりづけすること。
申請前6ヶ月以内に撮影した正面脱帽・上半身のものとする。
◇写真の裏面に、級、作業名、氏名を記入して下さい。
年 月 日撮影

※協会記入欄

実技試験手数料	円
学科試験手数料	円
受検手数料収納	済・未　納入日

⑫３級を受検する23歳未満の方は、現職の事業所に雇用保険被保険者の有無を確認の上、該当する方を○で囲んでください。被保険者であれば、雇用保険被保険者証の写し等、確認できる書面の写しを添付してください。(【例】Dを参照)

⑬写真は必ず貼ってください。写真裏面には、級、作業名、氏名を必ず記入してください。なお、受検区分「6.実技・学科とも免除(申請のみ)」で申請の場合には写真の貼付は不要です。

● 受検申請手続きは「技能検定受検申請書」と別紙「提出書類貼付用台紙」に下記書類等を貼付し提出

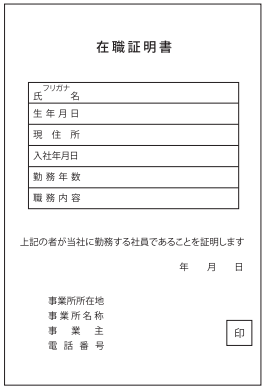
1）受検申請に必要な提出書類【必須】
- 本人確認書類(運転免許証等公的証明書の写し)
- 学生証・在学証明書(氏名及び生年月日を確認できるもの)

2）試験の免除に必要な提出書類
- 合格証書、片側合格通知書等の写し

3）実技試験手数料の減額に必要な提出書類(9～10ページ参照)

注）減額の対象でない方は提出の必要はありません。

【例】C：
県内就業が確認できる書面



在職証明書

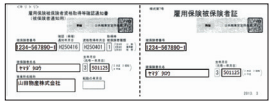
フリガナ 氏名
生年月日
現住所
入社年月日
勤務年数
職務内容

上記の者が当社に勤務する社員であることを証明します

年 月 日

事業所所在地
事業所名称
事業主
電話番号
印

【例】D：雇用保険被保険者であることが確認できる書面の写し(３級、23歳未満のみ)



よくあるご質問　技能検定Q＆A

Q 1. 試験日を教えてください。

A．現時点で決定している試験日については、４～５ページに日付を掲載しています。（学科試験、計画立案等作業試験等）○印で掲載している試験については、決定していません。送付される受検票にてご確認ください。

Q 2. 受検申請書の学歴や訓練歴を記入する必要はありますか？

A．実務経験のみで受検資格を満たす等、学歴や訓練歴が受検資格の有無に影響しない場合は省略しても構いません。学歴や訓練歴をもって受検資格を満たす場合は必ずご記入ください。

Q 3. 受検申請書を書き損じてしまいました。どう修正したらいいですか？

A．書き損じた内容を二重線で取り消し、正しい内容をご記入ください。なお、訂正印は不要です。

Q 4. 一部合格通知書（実技・学科）を紛失してしまった場合でも免除になりますか？

A．一部合格の事実確認がとれれば免除を受けることができます。一部合格通知書は再発行しておりませんので、紛失した場合は受検申請書の「試験の免除」の欄の余白に、一部合格取得時の年、受検地(都道府県名)、通知書紛失と記載してください。(例)『●●年ごろ福岡県で受検　通知書紛失』

Q 5. 受検申請後に試験免除資格を有することが分かった場合、免除を受けることができますか？

A．受検申請受付期間終了から一週間経過後に申し出た場合は免除することができません。

Q 6. 一部合格に有効期限はありますか？

A．１級、２級、３級、単一等級は永年有効です。特級は一部合格後５年間となります。

Q 7. 会社でまとめて受検手数料の振込みをしていいですか？

A．複数人分をまとめて振込みは可能です。詳細は、２ページの【受検手数料の振込】を参照ください。

Q 8. 受検票を会社へ一括で送ってもらうことはできますか？

A．受検票は受検者あてに送付します。会社へ一括してお送りすることはできません。

Q 9. 受検票を紛失しました。再発行できますか？

A．再発行はいたしません。当日、試験会場にて身分証明書をご提示いただければ本人確認のうえ、受検できます。

Q10. 実技試験問題を紛失しました。再発行できますか？

A．実技試験問題の再発行はいたしません。

Q11. 実技試験や学科試験で持参用具等を忘れてしまった場合、試験会場で貸出可能ですか？

A．原則試験会場での貸出しは行いません。また、試験中の受検者同士での貸し借りは禁止となりますので、各自忘れ物がないように十分ご確認のうえ、来場ください。

Q12. けが等のため受検できなくなりました。申請の取り消しは可能ですか？

A．申請の取り消しは受検申請受付期間終了後１週間まで認めています。これ以降は申請の取り消しはできず、受検しない場合は「欠席」扱いとなります。なお、欠席される場合は事前にご連絡ください。（※受検手数料は返還いたしません。）

Q13. 試験日に都合が悪いため別の日に変更できますか？

A．試験日の変更はできず、受検しない場合は「欠席」扱いとなります。なお、欠席される場合は事前にご連絡ください。（※受検手数料は返還いたしません。）

Q14. 試験対策の講習会等を受検したいのですが実施していますか？

A．当協会主催で実施する講習会等はありません。業界団体等が主催で実施している場合がありますので各業界団体等に問い合わせください。

Q15. 合格証書を紛失しました。再発行はできますか？

A．合格証書の再発行は当協会ではなく、佐賀県で行います。
手続きの方法については、佐賀県産業人材課（0952-25-7310）までお問い合わせください。

実技試験問題の概要

内容等につきましては、今後、一部変更される場合もあります。

なお、試験時間について、「試験時間○時間○分」と記載されている場合は、試験開始から終了までの作業可能な時間を表しています。一方、「標準時間○時間○分　打切り時間○時間○分」と記載されている場合は、打切り時間まで作業可能ですが、標準時間を超過した時間数に応じて減点されます。

また、免許又は技能講習　のマークがあるものは、試験当日、労働安全衛生法第61条第1項又は道路交通法第84条に基づく資格証等（例：ガス溶接作業主任者免許証、ガス溶接技能講習修了証、自動車運転免許証）を携帯していなければ、原則として試験を受検することができない他、特別教育　のマークがあるものは、試験当日、労働安全衛生法第59条第３項に基づく安全又は衛生のための特別の教育を修了した証明書等の原本若しくは写しを提示するか又は特別の教育と同等の知識及び技能を有していることを別途指定する様式により申告していただきます。

特級

以下の25職種について、次に掲げる計画立案等作業試験を行う。

計画立案等作業試験は、工程管理、作業管理、品質管理、原価管理、安全衛生管理、作業指導及び設備管理について行う。

(試験時間　3時間)

A 1. 鋳造	A10. 機械検査	A19. 空気圧装置組立て
A 2. 金属熱処理	A11. ダイカスト	A20. 油圧装置調整
A 3. 機械加工	A12. 電子機器組立て	A21. 建設機械整備
A 4. 非接触除去加工	A13. 電気機器組立て	A22. 婦人子供服製造
A 5. 金型製作	A14. 半導体製品製造	A23. 紳士服製造
A 6. 金属プレス加工	A15.プリント配線板製造	A24. プラスチック成形
A 7. 工場板金	A16. 自動販売機調整	A25. パン製造
A 8. めっき	A17. 光学機器製造	
A 9. 仕上げ	A18. 内燃機関組立て	

1・2級

B6. 工場板金(機械板金作業)　特別教育

1級　次に掲げる製作等作業試験を行う。

シャー及びプレスブレーキの板金加工用機械、スポット溶接機、板金加工用工具等を使用し、冷間圧延鋼板(SPCC 厚さ1.2mm)を加工して、組合わせ可能な段差のあるC形の製品(ボディ及びカバー)を製作する。

(標準時間　60分　打切り時間　70分)

2級　次に掲げる製作等作業試験を行う。

シャー及びプレスブレーキの板金加工用機械、スポット溶接機、板金加工用工具等を使用し、冷間圧延鋼板(SPCC　厚さ1.2mm)を加工して、組合わせ可能なC形の製品(ボディ及びカバー)を製作する。　(標準時間　45分　打切り時間　55分)

(注)　1、２級とも、動力プレス機械の金型の取付け等の作業に関し労働安全衛生法に基づく安全又は衛生のための特別の教育を修了した証明書等の原本若しくは写しの提示、又は特別の教育と同等の知識及び技能を有していることの申告を要する。

B7. 工場板金(数値制御タレットパンチプレス板金作業)　特別教育

1級　次に掲げる製作等作業試験を行う。

作業1　課題図面に基づき展開図、NCデータ、プログラムリストを作成する。

自動プログラミング装置(CAD/CAM)を使用する場合

(標準時間　1時間30分　打切り時間　2時間)

自動プログラミング装置(CAD/CAM)を使用しない場合

(マニュアルでGコードを作成する場合)

(標準時間　3時間　打切り時間　3時間30分)

作業2　A　作業1で作成したNCデータにより数値制御タレットパンチプレスによる打抜きを行った後、テーブル上でクランプを解放する。

B　追加図面に従って、作業2Aで作成した製品にMDI又はプログラム入力により穴加工を追加する。

(標準時間　40分　打切り時間　50分)

2級　次に掲げる製作等作業試験を行う。

作業1　課題図面に基づき、展開図、NCデータ、プログラムリストを作成する。

自動プログラミング装置(CAD/CAM)を使用する場合

(標準時間　1時間30分　打切り時間　2時間)

自動プログラミング装置(CAD/CAM)を使用しない場合

(マニュアルでGコードを作成する場合)

(標準時間　2時間30分　打切り時間　3時間)

作業2　A　作業1で作成したNCデータにより、数値制御タレットパンチプレスによる打抜きを行った後、テーブル上でクランプを解放する。

B　追加図面に従って、作業2Aで作成した製品にMDI又はプログラム入力により穴加工を追加する。

(標準時間　40分　打切り時間　50分)

(注)　1、２級とも、動力プレス機械の金型の取付け等の作業に関し労働安全衛生法に基づく安全又は衛生のための特別の教育を修了した証明書等の原本若しくは写しの提示、又は特別の教育と同等の知識及び技能を有していることの申告を要する。

B11. 機械検査(機械検査作業)

1級　次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

(1) 製作等作業試験

①外側マイクロメータ、ノギス、ハイトゲージ及びシリンダゲージを用いた部品の寸法測定(26箇所)を行う。

(試験時間　13分)

②歯厚マイクロメータを用いた歯車のまたぎ歯厚測定を行う。

(試験時間　5分)

③三針法によるねじプラグゲージの有効径測定を行う。

(試験時間　3分)

④外側マイクロメータの性能判定(ブロックゲージによる指示誤差（器差）及び平行度測定)を行う。

(試験時間　8分)

(2)　計画立案等作業試験は、高度な精密測定の際の段取り方法、測定方法及び計算式について記述式等で行う問題と品質管理の問題により行う。

(試験時間　2時間)

2級　次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

(1) 製作等作業試験

①外側マイクロメータ、ノギス、ハイトゲージ及びシリンダゲージを用いた部品の寸法測定(21箇所)を行う。

(試験時間　11分)

②歯厚マイクロメータを用いた歯車のまたぎ歯厚測定を行う。

(試験時間　5分)

③三針法によるねじプラグゲージの有効径測定を行う。

(試験時間　3分)

④外側マイクロメータの指示誤差（器差）測定(ブロックゲージ使用)を行う。　(試験時間　6分)

(2)　計画立案等作業試験は、精密測定の際の段取り方法、測定方法及び計算式について記述式等で行う問題と品質管理の問題により行う。

(試験時間　1時間45分)

B12. シーケンス制御(シーケンス制御作業)

1級　次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

(1) 製作等作業試験は、指示された仕様に基づいて配線作業を行い、回路を完成させた後、プログラマブルコントローラ(PLC)にプログラムを入力し作動させる。
(標準時間 2時間10分　打切り時間 2時間30分)
(2) 計画立案等作業試験は、プログラマブルコントローラ(PLC)のプログラミングとシステム設計に関することについて行う。
(試験時間　1時間)

2級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。
(1) 製作等作業試験は、指示された仕様に基づいて配線作業を行い、回路を完成させた後、プログラマブルコントローラ(PLC)にプログラムを入力し作動させる。
(標準時間　2時間　打切り時間 2時間20分)
(2) 計画立案等作業試験は、プログラマブルコントローラ(PLC)のプログラミングとシステム設計に関することについて行う。
(試験時間 1時間)

B14. 半導体製品製造(集積回路組立て作業)

1級 次に掲げる判断等試験を行う。
バックグラインディング工程及びダイシング工程、ダイボンディング工程、ワイヤボンディング工程、封止工程、リード加工、外装、端子形成、マーキング、パッケージ、IC(集積回路)組立工程、安全衛生等について行う。
(試験時間 1時間30分)

2級 次に掲げる判断等試験を行う。
ダイシング工程、ダイボンディング工程、ワイヤボンディング工程、封止工程、リード加工、外装、端子形成、マーキング、パッケージ、IC(集積回路)組立工程、安全衛生等について行う。　(試験時間 1時間30分)

B16. 自動販売機調整(自動販売機調整作業)

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
(1) キャビネット部、搬出装置部及び制御装置部(部品をサブ基板に組み込む。)を組み立て、自動販売機が正しく動作するように調整する。
(2) 当日配付される「設定データ一覧」のデータを入力する。
(3) 検査成績表の作成を行う。
(標準時間 1時間55分　打切り時間 2時間10分)

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
(1) キャビネット部、搬出装置部及び制御装置部を組み立て、自動販売機が正しく動作するように調整する。
(2) 当日配付される「設定データ一覧」のデータを入力する。
(3) 検査成績表の作成を行う。
(標準時間 1時間55分　打切り時間 2時間10分)

B22. 空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)

1級 次に掲げる判断等試験及び計画立案等作業試験を行う。
(1) 判断等試験は、空気圧回路図の判定、検出器(センサ)の判定、空気圧アクチュエータの判定等について行う。
(試験時間 45分)
(2) 計画立案等作業試験は、空気圧回路図の読図、装置の調整及び保守点検方法、空気圧装置に関する計算等について行う。
(試験時間 2時間)

2級 次に掲げる判断等試験及び計画立案等作業試験を行う。
(1) 判断等試験は、検出器(センサ)の判定、電磁弁の判定、空気圧機器の判定等について行う。　(試験時間 45分)
(2) 計画立案等作業試験は、簡単な空気圧回路図の読図、装置の調整及び保守点検方法、空気圧装置に関する計算等について行う。　(試験時間 2時間)

B25. 農業機械整備(農業機械整備作業)

1級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。
(1) 製作等作業試験は、電気回路の不良箇所の判定、トラクタの不良箇所の整備、電気回路の配線、傾斜検出センサによる出力電圧の測定、トラクタのバッテリ電圧・充電電圧の測定及びトラクタの点検について行う。 (試験時間 50分)
(2) 計画立案等作業試験は、トラクタ、コンバイン、乾燥機等に関し、予防・保守整備、工数見積り及び溶接等の基礎技能について行う。また、乾燥機及びコンバインに関し、故障箇所の発見、故障箇所の整備、点検・調整及び機能の確認について行う。　(試験時間 1時間)

2級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。
(1) 製作等作業試験は、電気回路の不良箇所の判定、電磁バルブの整備、電気回路の配線、インジェクションノズルの噴射圧力の調整、可変抵抗器の回転角度による抵抗測定、導線の導通テスト及び抵抗測定、トラクタの点検について行う。　(試験時間 1時間5分)
(2) 計画立案等作業試験は、トラクタ、コンバイン、乾燥機等に関し、予防・保守整備及び溶接等の基礎技能について行う。また、乾燥機及びコンバインに関し、故障箇所の発見、故障箇所の整備、点検・調整及び機能の確認について行う。
(試験時間 1時間)

B26. 冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)

免許又は技能講習

1級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。
(1) 製作等作業試験は、銅管及び継手を使用して、フレア加工、曲げ加工、ろう付け等により立体的な冷凍空調設備の配管作業及び気密試験を行う。
(標準時間 1時間30分　打切り時間 2時間)
(2) 計画立案等作業試験は、冷凍空気調和機器の機能、構造及び故障の発見等について行う。
(試験時間 1時間30分)

2級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。
(1) 製作等作業試験は、銅管及び継手を使用して、フレア加工、曲げ加工、ろう付け等により平面的な冷凍空調設備の配管作業及び気密試験を行う。
(標準時間 1時間30分　打切り時間 2時間)
(2) 計画立案等作業試験は、冷凍空気調和機器の機能、構造及び故障の発見等について行う。　(試験時間 1時間30分)

(注)製作等作業試験については、1、2級とも、労働安全衛生法に基づくガス溶接作業主任者免許証又はガス溶接技能講習修了証その他資格を証する書面の携帯を要する。

B27. 婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)

1級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。
(1) 製作等作業試験は、持参した裁断済みの試験用材料により、婦人用ジャケット2着を製作する。　(試験時間 5時間)
(2) 計画立案等作業試験は、製品の縫製作業工程図について行う。ただし、デザイン画等は、試験当日に試験場で解答用紙とともに配付する。　(試験時間 1時間)

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
持参した裁断済みの試験用材料により、前あきワンピース2着を製作する。　(試験時間 4時間)

B29. 和裁(和服製作作業)

1級 次に示す作業1(女子用付下げあわせ長着の縫製)及び作業2(部分縫い)を行う。
作業1　ア 表地は、正絹のちりめん又はりんずの付下げ(訪問着も可)とし、上前身ごろと衽に模様合わせ(ぼかし模様のみは除く)のあるものとする。
イ 裏地は、正絹とする。
ウ 事前に縫い上げて持参するものは、次のとおりとする。ただし、手縫いで行う。
右袖(しつけ含む)と表裏の素縫い(表裏のえり付けと共えり掛け(しつけ含む)を含む。)まで。
(胴裏大巾の場合、背縫いは自由とする。通し裏は使用できない。)
エ 試験場で行うものは、次のとおりとする。
左袖と裾合わせからたたみ上げまで。

作業2　部分縫いは、表地(検印のあるもの)に色物のしんもす、裏地(検印のあるもの)に白のしんもすを用いて、都えりの上前を縫製する。　(試験時間　6時間)

2級　女子用あわせ長着の縫製を行う。

ア　表地は、正絹のちりめん、羽二重又はりんず(紬又はこれに類似したものは除く)とする。

イ　裏地は、正絹とする。

ウ　事前に縫い上げて持参するものは、次のとおりとする。ただし、手縫いで行う。
両袖(しつけ含む)と表裏の素縫い(表裏のえり付けと共えり掛け(しつけ含む)を含む。)まで。
（胴裏大巾の場合、背縫いは自由とする。通し裏は使用できない。）

エ　試験場で行うものは次のとおりとする。
裾合わせからたたみ上げまで。

(標準時間　4時間30分)

B38. パン製造(パン製造作業)

1級　次に掲げる製作等作業試験を行う。
指定配合で、水の配合割合を各自決定したうえで、各材料(じかごね)の使用量を算出する。各材料の計量を行った後、直捏生地法(ストレート法)によってミキシング、発酵及び焼成を行い、山型(イギリス)食パンを指定の型を用いて4本作る。
発酵時間中には、強力粉及び中力粉の2種類の小麦粉のうちから強力粉の選定を行う。

(標準時間　4時間40分　打切り時間　5時間)

2級　次に掲げる製作等作業試験を行う。
支給した(じかごね)材料に加え、計量したイーストと水で生地を作製し、直捏生地法(ストレート法)によってミキシング、発酵及び焼成を行い、山型(イギリス)食パンを指定の型を用いて3本作る。発酵時間中には、強力粉及び中力粉の2種類の小麦粉のうちから強力粉の選定を行う。

(標準時間　3時間40分　打切り時間　4時間)

B43. 建築大工(大工工事作業)

1級　次に掲げる製作等作業試験を行う。
隅木小屋組の平面図、隅木小屋組のひよどり栓さし隅木及び配付たる木の現寸展開図を作成し、木ごしらえ及び墨付けをした後、加工組立てを行う。

(標準時間　4時間50分　打切り時間　5時間)

2級　次に掲げる製作等作業試験を行う。
屋根筋かいを用いた小屋組の平面図、振たる木、屋根筋かいの現寸展開図及び基本図を作成し、木ごしらえ及び墨付けをした後、加工組立てを行う。

(標準時間　3時間30分　打切り時間　3時間45分)

B44. かわらぶき(かわらぶき作業)

1級　次に掲げる製作等作業試験を行う。
屋根下地に、引掛け桟葺きにより瓦葺き作業を行う。
なお、軒先には、一文字軒瓦を使用する。

(標準時間　4時間　打切り時間　4時間30分)

2級　次に掲げる製作等作業試験を行う。
屋根下地に、引掛け桟葺きにより瓦葺き作業を行う。
なお、軒先には、万十軒瓦を使用する。

(標準時間　4時間　打切り時間　4時間30分)

B45. 配管(建築配管作業)

1級　次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

(1) 製作等作業試験は、給水配管図に従い、エルボ、T（チーズ）等の管継手を使用して配管用炭素鋼鋼管、水道用硬質ポリ塩化ビニル管及び銅管の組立てを行う。

(標準時間　3時間30分　打切り時間　3時間50分)

(2) 計画立案等作業試験は、配管図から材料を拾い出して、材料表を作成する。　(試験時間　2時間)

2級　次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

(1) 製作等作業試験は、給水配管図に従い、エルボ、T（チーズ）等の管継手を使用して配管用炭素鋼鋼管、水道用硬質ポリ塩化ビニル管及び銅管の組立てを行う。

(標準時間　2時間30分　打切り時間　2時間50分)

(2) 計画立案等作業試験は、配管図から材料を拾い出して、材料表を作成する。　(試験時間　2時間)

B48. 型枠施工(型枠工事作業)

1級　次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

(1) 製作等作業試験は、型起こし台（合板パネル）上に、基礎型枠の下ごしらえ及び組立てを行う。

(標準時間　4時間40分　打切り時間　5時間)

(2) 計画立案等作業試験は、躯体図及び仕様等に従い、型枠加工図（下ごしらえ図）に必要な寸法、パイプサポートの位置等を記入する。　(試験時間　2時間)

2級　次に掲げる製作等作業試験を行う。
型起こし台（合板パネル）上に、基礎型枠の下ごしらえ及び組立てを行う。

(標準時間　4時間　打切り時間　4時間20分)

B50. 鉄筋施工(鉄筋組立て作業)

1級　次に掲げる製作等作業試験を行う。
曲げ加工した鉄筋を使用し、図面及び仕様に従い、基礎、柱及びはりの取合部の鉄筋の組立てを行う。

(標準時間　1時間40分　打切り時間　2時間10分)

2級　次に掲げる製作等作業試験を行う。
曲げ加工した鉄筋を使用し、図面及び仕様に従い、基礎、柱及びはりの取合部の鉄筋の組立てを行う。

(標準時間　1時間20分　打切り時間　1時間40分)

B51. コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)

1級　次に掲げる判断等試験及び計画立案等作業試験を行う。

(1)　判断等試験は、写真、イラスト等を利用して、コンクリートポンプに関する設問、工事の計画と実施に関する設問、コンクリートの性質に関する設問等について行う。

(試験時間　50分)

(2)　計画立案等作業試験は、コンクリートポンプの性能と圧送計画、コンクリートの圧送条件・計画、コンクリートの品質、配管計画及び作業等について行う。

(試験時間　2時間)

2級　次に掲げる判断等試験及び計画立案等作業試験を行う。

(1)　判断等試験は、写真、イラスト等を利用して、コンクリートポンプに関する設問、工事の計画と実施に関する設問、コンクリートの性質に関する設問等について行う。

(試験時間　50分)

(2)　計画立案等作業試験は、コンクリートの性質、スクイズ式コンクリートポンプの構造、コンクリートポンプ車の点検・検査、コンクリートの圧送条件・計画等について行う。

(試験時間　2時間)

B54. 防水施工(塩化ビニル系シート防水工事作業)

1級　次に掲げる製作等作業試験を行う。
試験台の平場、立上り及び貫通配管回りの各部に接着工法及び機械的固定工法による塩化ビニル系シート防水工事作業を行う。

(標準時間　1時間50分　打切り時間　2時間20分)

2級　次に掲げる製作等作業試験を行う。
試験台の平場及び立上りの各部に接着工法及び機械的固定工法による塩化ビニル系シート防水工事作業を行う。

(標準時間　1時間50分　打切り時間　2時間20分)

B55. 防水施工(改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)

1級　次に掲げる製作等作業試験を行う。
試験台の平場、立上り及び貫通配管回りの各部に改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業を行う。

(標準時間　2時間　打切り時間　2時間30分)

2級　次に掲げる製作等作業試験を行う。
試験台の平場及び立上りの各部に改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業を行う。
(標準時間　2時間　打切り時間　2時間30分)

B56. 樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)

1級　次に掲げる製作等作業試験を行う。
(1) 建築物外壁を想定した試験架台に、浮き部の穿孔(せんこう)及びエポキシ樹脂の注入作業、ひび割れ部の自動式低圧注入作業、ひび割れ部のUカットシール材充填作業並びに欠損部の補修作業を行う。
(標準時間　1時間40分　打切り時間　2時間)
(2) 建築物外壁を想定した試験架台のタイル浮き調査(打診検査)を行う。　(標準時間　3分　打切り時間　5分)

2級　次に掲げる製作等作業試験を行う。
建築物外壁を想定した試験架台に、浮き部の穿孔(せんこう)及びエポキシ樹脂の注入作業、ひび割れ部の自動式低圧注入作業並びにひび割れ部のUカットシール材充填作業を行う。
(標準時間　1時間10分　打切り時間　1時間30分)

B57. カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)

1級　次に掲げる判断等試験及び計画立案等作業試験を行う。
(1) 判断等試験は、写真、図面、実物材料等により、ファスナー取付けの判定、吊込み方法等の判定、カーテンウォール断面の判定、あと施工アンカーの判定、先付けアンカー納まりの判定、各部納まりの判定、取付け墨の判定等について行う。　(試験時間　27分)
(2) 計画立案等作業試験は、図面によりカーテンウォールの施工手順、施工方法、人員計画等について行う。
(試験時間　2時間)

2級　次に掲げる判断等試験及び計画立案等作業試験を行う。
(1) 判断等試験は、写真、図面、実物材料等により、ファスナー取付けの判定、カーテンウォール断面の判定、あと施工アンカーの判定、先付けアンカー納まりの判定、各部納まりの判定、吊込み方法等の判定等について行う。
(試験時間　18分)
(2) 計画立案等作業試験は、図面によりカーテンウォールの施工手順、施工方法、人員計画等について行う。
(試験時間　2時間)

B59. ガラス施工(ガラス工事作業)

1級　次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。
(1) 製作等作業試験は、与えられた試験台、図面等に基づいて、アルミサッシの組立て・取付け作業、板ガラスの切断・加工作業、板ガラスの方立工法・弾性シーリング工法・グレイジングガスケット工法による板ガラスの取付け作業、建築窓ガラス用フィルムの貼付け作業、鏡を想定したガラスの原寸図の製図・切断・加工・貼付け作業を行う。
(標準時間　2時間50分　打切り時間　3時間10分)
(2) 計画立案等作業試験は、立面図や建具詳細図等に基づき、ガラスの適正な寸法とガラス工事に必要な費用の算出等について行う。　(試験時間　1時間45分)

2級　次に掲げる製作等作業試験を行う。
与えられた試験台、図面等に基づいて、アルミサッシの組立て・取付け作業、板ガラスの切断・加工作業、板ガラスの方立工法・弾性シーリング工法・グレイジングガスケット工法による板ガラスの取付け作業、建築窓ガラス用フィルムの貼付け作業を行う。
(標準時間　2時間20分　打切り時間　2時間40分)

B60. 機械・プラント製図(機械製図手書き作業)

1級　次に掲げる製作等作業試験を行う。
実技試験問題(計算問題を含む)及び課題図(機械装置を組み立てた状態の図面)から、指定された部品図を手書きにより作成する。　(試験時間　5時間)

2級　次に掲げる製作等作業試験を行う。
実技試験問題及び課題図(機械装置を組み立てた状態の図面)から、指定された部品図を手書きにより作成する。
(試験時間　4時間)

B61. 機械・プラント製図(機械製図CAD作業)

1級　次に掲げる製作等作業試験を行う。
実技試験問題(計算問題を含む)及び課題図(機械装置を組み立てた状態の図面)から、指定された部品図をCADにより作成する。　(試験時間　5時間)

2級　次に掲げる製作等作業試験を行う。
実技試験問題及び課題図(機械装置を組み立てた状態の図面)から、指定された部品図をCADにより作成する。
(試験時間　4時間)

B62. 電気製図(配電盤・制御盤製図作業)

1級　次に掲げる製作等作業試験を行う。
(1) 高圧受電設備の部品表を完成し、動力変圧器二次側の短絡電流値を求め、整定表及び過電流保護協調曲線、高圧・低圧回路の主回路概略単線接続図を作成する。
(2) 非常用発電設備(高圧用)及びその負荷となる電動機(高圧用)を制御する展開接続図を作成する。　(試験時間　5時間)

2級　次に掲げる製作等作業試験を行う。
(1) 高圧・フィーダ回路を収納する閉鎖配電盤の扉正面図を作成する。
(2) 2台の既設ポンプ用三相かご形誘導電動機のうち、1台を省エネのためインバータ装置付きに改造した場合の展開接続図をCWD方式で作成する。　(試験時間　5時間)

B65. 塗装(鋼橋塗装作業)

1級　次に掲げる製作等作業試験を行う。
(1) 電動工具及び手工具による旧塗膜除去作業
(2) 塗料の調合作業
(3) 旧塗膜を除去した面の塗装作業
(4) 塗膜厚測定作業
(試験時間　1時間)

2級　次に掲げる製作等作業試験を行う。
(1) 電動工具及び手工具による旧塗膜除去作業
(2) 塗料の調合作業
(3) 旧塗膜を除去した面の塗装作業
(試験時間　50分)

単一等級

C4. バルコニー施工(金属製バルコニー工事作業)

単一等級　次に掲げる判断等試験及び計画立案等作業試験を行う。

(1) 判断等試験は、図面、実物材料の写真等により、基礎材料の選定、取付け部材・部品の選定、バルコニーに関連する施工手順に対応する施工写真と作業内容の判定等について行う。
(試験時間　36分)

(2) 計画立案等作業試験は、バルコニー部材の確認、取付け寸法の算定、基礎材料の積算等について行う。
(試験時間　1時間20分)

3　級

D2. 機械加工(普通旋盤作業)

3級　次に掲げる製作等作業試験を行う。
普通旋盤(センタ間の最大距離が500～1500mm程度のもの)を使用し、φ60×115mm程度のS45Cの材料1個及びφ60×55mm(φ25mmの穴のあいたもの)程度のS45Cの材料1個に、内外径削り、テーパ削り等の切削加工を行い、はめ合わせのできる部品を2個製作する。
なお、使用するバイトの品種は、超硬、ハイス、その他のものでもよい。
(標準時間　2時間　打切り時間　2時間30分)

D3. 機械検査(機械検査作業)

3級　次に掲げる製作等作業試験を行う。
作業1　外側マイクロメータ、ノギス及びシリンダゲージを用いた部品の寸法測定(16箇所)を行う。(試験時間　16分)
作業2　三針法によるねじプラグゲージの有効径を測定する。
(試験時間　8分)
作業3　外側マイクロメータの指示誤差（器差）測定(ブロックゲージ使用)を行う。　(試験時間　10分)

D5. 電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)

3級　次に掲げる製作等作業試験を行う。
展開接続図により、三相誘導電動機の制御盤の組立てを行う。
(標準時間　4時間　打切り時間　4時間30分)

D6. シーケンス制御(シーケンス制御作業)

3級　次に掲げる製作等作業試験を行う。
指示された仕様に基づいて配線作業を行い、回路を完成させた後、プログラマブルコントローラ(PLC)にプログラムを入力し作動させる。
(標準時間　1時間35分　打切り時間　1時間55分)

D10. 冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

3級　次に掲げる製作等作業試験を行う。
銅管及び継手を使用して、フレア加工、曲げ加工等により冷凍空調設備の配管作業を行う。
(標準時間　1時間30分　打切り時間　2時間)

D12. 家具製作(家具手加工作業)

3級　次に掲げる製作等作業試験を行う。
製作図に基づき、手工具を使用して各種仕口工作を行い、わく状の課題を製作する。
(標準時間　2時間30分　打切り時間　3時間)

D14. 建築大工(大工工事作業)

3級　次に掲げる製作等作業試験を行う。
仕様に従い、柱、桁、はり、棟木、隅木及び平たる木の加工組立てを行い、寄棟小屋組の一部を製作する。
(標準時間　2時間45分　打切り時間　3時間)

D15. かわらぶき(かわらぶき作業)

3級　次に掲げる製作等作業試験を行う。
屋根下地に、F形粘土がわらを使用した瓦葺き作業を行う。
(標準時間　2時間40分　打切り時間　3時間)

D16. 配管(建築配管作業)

3級　次に掲げる製作等作業試験を行う。
給水配管図に従い、エルボ、T(チーズ)等の管継手を使用して配管用炭素鋼鋼管及び水道用硬質ポリ塩化ビニル管の組立てを行う。

(1)作業１(配管用炭素鋼鋼管の切断・ねじ切り加工作業)
配管用炭素鋼鋼管の切断・ねじ切り加工作業を行う。
(標準時間　15分　打切り時間　20分)

(2)作業２(配管用炭素鋼鋼管及び水道用硬質ポリ塩化ビニル管の組立作業等)
エルボ、T(チーズ)等の管継手を使用して配管用炭素鋼鋼管及び水道用硬質ポリ塩化ビニル管の組立てを行う。
(標準時間　1時間45分　打切り時間　2時間)

D17. 型枠施工(型枠工事作業)

3級　次に掲げる製作等作業試験を行う。
型起こし台（合板パネル）上に、柱型枠の下ごしらえ及び組立てを行う。
(標準時間　1時間40分　打切り時間　2時間)

D19. 鉄筋施工(鉄筋組立て作業)

3級　次に掲げる製作等作業試験を行う。
曲げ加工した鉄筋を使用し、図面及び仕様に従い、基礎、柱及びはりの取合部の鉄筋の組立てを行う。
(標準時間　1時間30分　打切り時間　1時間50分)

D20. テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーション手書き作業)

3級　次に掲げる製作等作業試験を行う。
第三角法で描かれた課題図から、等角投影図(等測投影図)で、立体外観図(姿図)を作成する。　(試験時間　2時間)

D21. テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーションCAD作業)

3級　次に掲げる製作等作業試験を行う。
第三角法で描かれた課題図から、等角投影図(等測投影図)で、立体外観図(姿図)をCAD(グラフィックソフトを含む。)により作成する。　(試験時間　2時間)

D22. 機械・プラント製図(機械製図手書き作業)

3級　次に掲げる製作等作業試験を行う。
実技試験問題及び課題図(機械装置を組み立てた状態の図面)から、指定された部品図を手書きにより作成する。
(試験時間　3時間)

D23. 機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

3級　次に掲げる製作等作業試験を行う。
実技試験問題及び課題図（機械装置を組み立てた状態の図面）から、指定された部品図をCADにより作成する。
(試験時間　3時間)

D24. 電気製図(配電盤・制御盤製図作業)

3級　次に掲げる製作等作業試験を行う。
制御盤の外形図、誘導電動機起動用の主回路及び制御回路の展開接続図を作成するとともに電気用図記号表等を完成させる。(製図に使用する数字・英字の書体は、JISのB形直立体による。テンプレートを使わずに手書きとする予定。)
(試験時間　3時間)

学科試験問題の概要

○　試験時間・問題数は次のとおりです。

(1) 特級

（試験時間）２時間　　（問題数）50問（択一法）

(2) １級・２級・単一等級

（試験時間）１時間40分　　（問題数）50問（真偽法と多肢択一の法の混合）

(3) ３級

（試験時間）１時間　　（問題数）30問（真偽法）

【受検の際の注意事項】

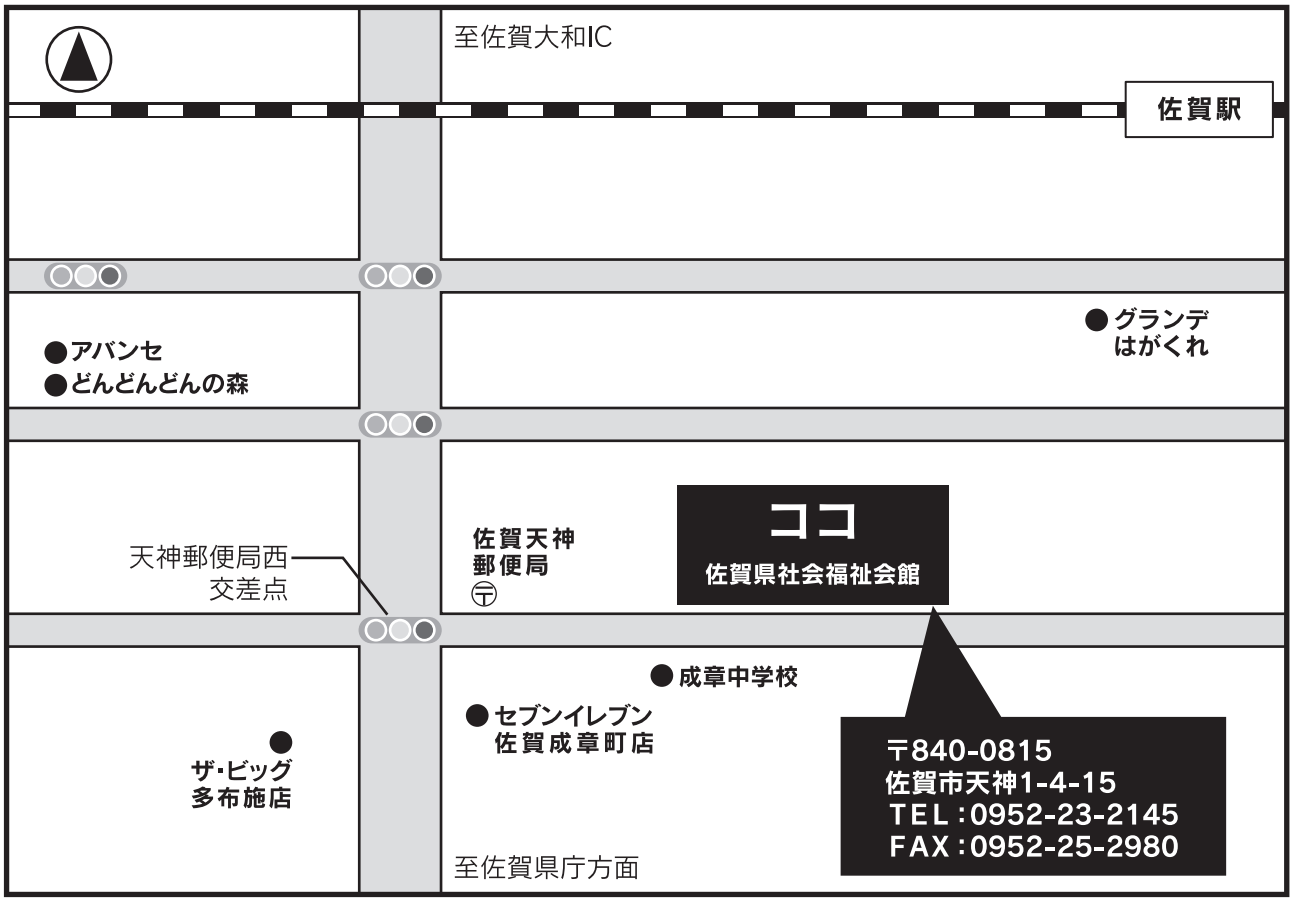
① 必ず受検票を持参してください。

② ＨＢ鉛筆又はシャープペンシル（ＨＢ）、プラスチック消しゴムを持参してください。

③ 受検票に記載された時間までに受付を行ってください。

学科試験・計画立案等作業試験会場の案内

○　試験会場：「佐賀県社会福祉会館（下図参照）」



【注意事項】

① 実技試験（計画立案等作業試験）を受検する方は、実技試験問題を参照してください。

② 「佐賀県社会福祉会館」は専用駐車場がありますが、収容台数に限りがありますので、なるべく乗り合わせてご来館いただくか、最寄りの公共交通機関をご利用ください。

技能検定学科試験問題参考図書・過去問題のご案内

技能検定 特級 及び 3級 に関する書籍
出版社：中央職業能力開発協会図書センター
TEL：09-3603-8373
URL：http://excell001.shop23.makeshop.jp

技能検定 1級 及び 2級 に関する書籍
出版社：雇用問題研究会
TEL：03-5651-7071
URL：https://www.koyoerc.or.jp/publication/272.html

技能五輪佐賀県大会参加案内

この大会は、青年技能者に努力目標を与え、技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重気運の醸成に資することを目的に開催される「技能五輪全国大会」（第65回大会）の佐賀県予選会として実施します。県予選会で優秀な成績を収め、選抜されますと、本県代表として全国大会に出場でき、また、全国大会で優勝した方は、技能オリンピックと呼ばれている技能五輪国際大会に、晴れの日本代表選手として選ばれます。（国際大会は隔年実施）

【参加資格】
・平成16年１月１日以降に生まれた方で、学歴・経験等の制限はありません。（23歳以下）

【申込期間】
【実施時期】
【手数料】
技能検定の場合と同じです。
ただし、電工など技能検定がない他の職種（技能五輪単独職種）の手数料は 18,200円となります。
なお、エントリー状況等によっては、予選会の実施を取りやめる場合もありますので、あらかじめ御承知おきください。

【実施職種】
後期技能検定の２級実技課題により予選を実施する競技職種です。

競技職種名	技能検定該当作業名	競技職種名	技能検定該当作業名
機械製図	機械製図ＣＡＤ作業	建築大工	大工工事作業
配管	建築配管作業	冷凍空調技術	冷凍空気調和機器施工作業
電工	（技能五輪単独職種）		

【参加申し込み方法】
・技能検定２級の手続きに準じ、技能検定受検申請書（技能五輪佐賀県予選会参加申込書を兼ねる）を提出してください。
なお、技能五輪参加希望者は、技能検定受検申請書の欄外左上隅に[五輪]と朱書きしてください。

【競　　技】
・競技は、技能検定２級の実技試験問題に準じて実施します。（実技試験のみ）
・本予選会の結果については、技能五輪全国大会への出場を推薦する方のみ当協会から連絡します。

【技能証の交付】
・本予選会で、一定水準の成績を収めた方には、「技能証」が交付され、技能検定２級を受検する際に実技試験が免除されます。

◎ 技能検定又は技能五輪及び、実技試験問題概要について詳しく知りたい方は下記にお問い合わせください。

○ 佐賀県職業能力開発協会

〒840-0814　佐賀市成章町1-15
ＴＥＬ（0952）24-6408
ＦＡＸ（0952）24-5479
E-mail:saga.noukai@saga-noukai.com
ホームページ
https://www.saga-noukai.com/

佐賀県職業能力開発協会 HP

○ 佐賀県産業労働部 産業人材課

〒840-8570　佐賀市城内1-1-59
ＴＥＬ（0952）25-7310
ＦＡＸ（0952）25-7305
ホームページ
http://www.pref.saga.lg.jp/

